特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	子育て支援に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、子育て支援に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和8年7月9日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て支援に関する事務
②事務の概要	熊谷市は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付、補足給付事業に係る支給認定、給付管理事務 ①教育・保育給付に係る認定及び給付 ②利用者負担額の算定 ③利用者負担額の収納及び滞納管理 ④副食費免除対象者の判定 ⑤施設等利用給付に係る認定及び給付 ⑥補足給付事業に係る対象者の抽出及び給付 番号利用法に基づいて、熊谷市は、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 各種手続きの書類の受付は、窓口や郵送のほか、マイナポータルぴったりサービスによるサービス検索・電子申請機能での受領を行う。
③システムの名称	1. 子ども子育て支援システム 2. 収納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 共通基盤システム（庁内連携システム） 6. サービス検索・電子申請機能（マイナポータルぴったりサービス）

2. 特定個人情報ファイル名
（1）子ども子育て支援台帳ファイル （2）子ども子育て支援世帯ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号利用法第9条第1項　別表9の項、127の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第8条、68条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（同法主務省令） （同法主務省令における情報提供の根拠） ：なし（子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （同法主務省令における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（17の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（155の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部　保育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111　内線223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市こども健康部保育課保育係 電話048-524-1111　内線570
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1万人以上10万人未満　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。 また、特定個人情報が記載された書類を廃棄する際、他の廃棄文書と紛れないよう廃棄場所を別に設置している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[ ] 内部監査　[ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員（会計年度職員を含む。）に対し、番号制度に係る情報連携のeラーニング研修を実施していることから、従業者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	鶴田　敏男	栗田　健治	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	熊谷市は、子供・子育て（後略）	熊谷市は、子ども・子育て（後略）	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	栗田　健治	田島　尚栄	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111　内線224	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市福祉部保育課保育係 電話048-524-1111　内線537	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年10月12日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	田島　尚栄	課長	事後	H30.5.21の様式改正に伴い所属長氏名の記載が廃止され役職名の記載に変更されたため
平成30年10月12日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 子育て支援システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 子ども子育て支援システム 2. 収納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 共通基盤システム（庁内連携システム）	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	Ⅰ　関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	（1）幼保認定ファイル （2）保育ファイル （3）保育収滞納ファイル	（1）子ども子育て支援台帳ファイル （2）子ども子育て支援世帯ファイル	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月31日　時点	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月31日　時点	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：なし（子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（116の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（13の項）	・番号利用法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令） （別表第二における情報提供の根拠） ：なし（子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（13の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（116の項） （別表第二主務省令における情報照会の根拠） ・省令第10条の3、第59条の2	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市福祉部保育課保育係 電話048-524-1111　内線537	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市福祉部保育課保育係 電話048-524-1111　内線570	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用	なし	十分である	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	委託しない	事後	
平成31年4月1日	5. 特定個人情報の提供・移転	なし	提供・移転しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か：「十分である」 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か：「接続しない」	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 7．特定個人情報の保管・消去	なし	十分である	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 8．監査	なし	自己点検	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策 9．従業者に対する資格・啓発	なし	十分に行っている	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	熊谷市は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する。 保護者からの保育の必要性の認定の申請を受け、国が設定した基準①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）を踏まえ、保育の必要性の認定・認定証の交付を行う。 保護者の所得から、階層を判定し、利用者負担額を決定し、通知する。 事業所から児童の契約情報や利用者負担額を取り込む。 また、保育所を利用する場合は、利用者負担額の徴収・滞納業務を実施する。 番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	熊谷市は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付、補足給付事業に係る支給認定、給付管理事務 ①教育・保育給付に係る認定及び給付 ②利用者負担額の算定 ③利用者負担額の収納及び滞納管理 ④副食費免除対象者の判定 ⑤施設等利用給付に係る認定及び給付 ⑥補足給付事業に係る対象者の抽出及び給付 番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	見直しのため
令和3年4月1日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令） （別表第二における情報提供の根拠） ：なし（子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（13の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（116の項） （別表第二主務省令における情報照会の根拠） ・省令第10条の3、第59条の2	・番号利用法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令） （別表第二における情報提供の根拠） ：なし（子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（13の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（116の項） （別表第二主務省令における情報照会の根拠） ・省令第10条の3、第59条の2の2	事後	別表第二主務省令の改正のため
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号利用法第9条第1項　別表第一の8、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第8条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号利用法第9条第1項　別表第一の8、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第8条、68条	事後	見直しのため
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令） （別表第二における情報提供の根拠） ：なし（子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（13の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（116の項） （別表第二主務省令における情報照会の根拠） ・省令第10条の3、第59条の2の2	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令） （別表第二における情報提供の根拠） ：なし（子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（13の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（116の項） （別表第二主務省令における情報照会の根拠） ・省令第10条の3、第59条の2の2	事後	番号法の改正のため
令和4年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和5年1月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	マイナポータルぴったりサービスによるサービス検索・電子申請開始のため
令和5年1月12日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	熊谷市は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付、補足給付事業に係る支給認定、給付管理事務 ①教育・保育給付に係る認定及び給付 ②利用者負担額の算定 ③利用者負担額の収納及び滞納管理 ④副食費免除対象者の判定 ⑤施設等利用給付に係る認定及び給付 ⑥補足給付事業に係る対象者の抽出及び給付 番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	熊谷市は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付、補足給付事業に係る支給認定、給付管理事務 ①教育・保育給付に係る認定及び給付 ②利用者負担額の算定 ③利用者負担額の収納及び滞納管理 ④副食費免除対象者の判定 ⑤施設等利用給付に係る認定及び給付 ⑥補足給付事業に係る対象者の抽出及び給付 番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 各種手続きの書類の受付は、窓口や郵送のほか、マイナポータルぴったりサービスによるサービス検索・電子申請機能での受領を行う	事前	マイナポータルぴったりサービスによるサービス検索・電子申請開始のため
令和5年1月12日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 子ども子育て支援システム 2. 収納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 共通基盤システム（庁内連携システム）	1. 子ども子育て支援システム 2. 収納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 共通基盤システム（庁内連携システム） 6. サービス検索・電子申請機能（マイナポータルぴったりサービス）	事前	マイナポータルぴったりサービスによるサービス検索・電子申請開始のため
令和5年5月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日　時点	令和5年5月1日　時点	事後	
令和5年5月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日　時点	令和5年5月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月11日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③事務の概要	熊谷市は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付、補足給付事業に係る支給認定、給付管理事務 ①教育・保育給付に係る認定及び給付 ②利用者負担額の算定 ③利用者負担額の収納及び滞納管理 ④副食費免除対象者の判定 ⑤施設等利用給付に係る認定及び給付 ⑥補足給付事業に係る対象者の抽出及び給付 番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 各種手続きの書類の受付は、窓口や郵送のほか、マイナポータルぴったりサービスによるサービス検索・電子申請機能での受領を行う。	熊谷市は、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付、補足給付事業に係る支給認定、給付管理事務 ①教育・保育給付に係る認定及び給付 ②利用者負担額の算定 ③利用者負担額の収納及び滞納管理 ④副食費免除対象者の判定 ⑤施設等利用給付に係る認定及び給付 ⑥補足給付事業に係る対象者の抽出及び給付 番号利用法に基づいて、熊谷市は、子育て支援に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 各種手続きの書類の受付は、窓口や郵送のほか、マイナポータルぴったりサービスによるサービス検索・電子申請機能での受領を行う。	事後	改正番号利用法対応（令和6年5月27日施行）のための修正
令和6年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年5月1日　時点	令和6年5月1日　時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年5月1日　時点	令和6年5月1日　時点	事後	
令和6年7月11日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号利用法第9条第1項　別表第一の8、94の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第8条、68条	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号利用法第9条第1項　別表9の項、127の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第8条、68条	事後	改正番号利用法対応（令和6年5月27日施行）のための修正
令和6年7月11日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二主務省令） （別表第二における情報提供の根拠） ：なし（子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（13の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（116の項） （別表第二主務省令における情報照会の根拠） ・省令第10条の3、第59条の2の2	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（同法主務省令） （同法主務省令における情報提供の根拠） ：なし（子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （同法主務省令における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（17の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（155の項）	事後	改正番号利用法対応（令和6年5月27日施行）のための修正
令和6年10月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和6年5月1日　時点	令和6年10月1日　時点	事後	
令和6年10月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年5月1日　時点	令和6年10月1日　時点	事後	
令和6年10月22日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業	－	十分である 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。 また、特定個人情報が記載された書類を廃棄する際、他の廃棄文書と紛れないよう廃棄場所を別に設置している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正のため
令和6年12月25日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	－	[〇]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事後	
令和7年5月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事後	
令和7年5月21日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和7年5月21日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和8年6月15日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	福祉部 保育課	こども健康部 保育課	事後	
令和8年6月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	令和8年6月1日 時点	事後	
令和8年6月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	令和8年6月1日 時点	事後	
令和8年6月15日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	